

熊本市産後ケア事業

熊本市では、出産後に育児の不安があるお母さん、心身のケアが必要なお母さんを対象に、少しでも安心して子育てができるように助産師さんなどのサポートによる『産後ケア事業』を行っています。「赤ちゃんのお世話の仕方がわからない」「誰も手伝ってくれない」といった困りごとがあれば、まずはご相談ください。

利用できる方（次の全てに当てはまる方）

- 熊本市にお住まいで産後4か月未満のお母さんと赤ちゃん
 - 心身の不調又は育児の困りごとがあり、専門職のケアや指導が必要な方
 - 家族等から家事や育児の支援が受けられない方
- 以上の条件を満たす方で、熊本市がこの事業による支援が必要と認めた方が対象となります。
- （母子のどちらかが感染性疾患にかかっている、医師による医療が別途必要と診断されている、といった場合は利用できません）

ケア・指導の内容・利用料金など

専門職による次のようなケアや指導

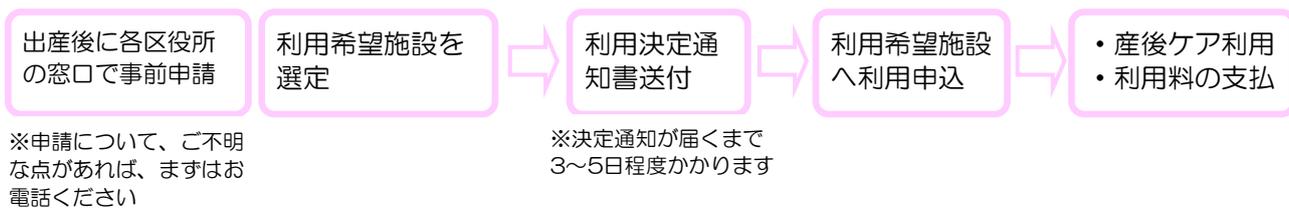
- 出産後の体調回復のためのケア
- 適切な授乳方法の指導
- 育児での困りごと（沐浴、夜泣きなど）の相談、具体的な指導 など

		利用料金	利用時間帯	利用上限
宿泊型	市民税課税世帯	1泊2日 7,000円	午前10時入所 ～ 翌午前12時 (正午)退所	7日以内（7泊8日）まで利用可能。分割での利用も可。
	市民税非課税世帯	1泊2日 3,500円		
	生活保護世帯	1泊2日 1,750円		
	多胎児加算	1人につき500円		
日帰り型	市民税課税世帯	3,000円	午前10時入所 ～ 午後3時退所	7回以内
	市民税非課税世帯	1,500円		
	生活保護世帯	750円		

※実施施設によっては、別途食事代等がかかる場合があります。詳しくは希望する実施施設へお問合せください。

※利用時間帯は利用者の希望を踏まえてこの範囲内で実施施設に相談することができます。

申込から利用までの流れ



申請に必要なもの

親子（母子）健康手帳、市町村民税課税証明書（転入の場合）、委任状（産婦本人が来庁できない場合）、来庁者の身分証（産婦本人が来庁できない場合）

利用できる施設について

産後ケア事業で利用できる施設について、詳しくは熊本市ホームページをご覧ください。熊本市ホームページ サービス内容の 8. 実施施設に掲載しています。



実施施設ご利用時の注意事項

※キャンセルの場合は、早めに実施施設に連絡をしてください。キャンセル料金については、実施施設に直接お問合せください。

※空室の状況により、希望どおりの利用ができない場合がありますので、ご了承ください。

サービスを受けるときに必要な持ちもの

親子（母子）健康手帳、保険証（母子の両方）、決定通知書及び管理票

※お母さんや赤ちゃんに必要なもの（衣類、オムツ、おしり拭き、ミルク、洗面用具など）

※※その他、実施施設から説明のある持ちものなど

申請窓口・問い合わせ先

申請窓口	住所	電話番号
中央区役所 保健子ども課	中央区手取本町1-1	096-328-2419
東区役所 保健子ども課	東区東本町16-30	096-367-9134
西区役所 保健子ども課	西区小島2-7-1	096-329-1147
南区役所 保健子ども課	南区富合町清藤405-3	096-357-4138
北区役所 保健子ども課	北区植木町岩野238-1	096-272-1128